



様式第3号(第3条関係)

一部開示決定通知書

武市教ス第 4号

平成26年 5月 7日

様

武雄市教育委員会委員長 諸石 洋之助



平成26年 4月 6日付けで請求のあった公文書の開示については、武雄市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 公文書の件名          | 小中学校タブレット端末導入選定のプロポーザル審査会の一切の文書  |
| 開示の日時           | 郵送による交付  |
| 開示の場所           | 郵送による交付  |
| 公文書の一部を不開示とする理由 | 武雄市情報公開条例第7条第3号の規定に該当<br>(理由)<br>法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。 |
| 所 管 課           | 教育部 スマイル学習課 ICT教育係<br>電話番号(直通) 0954-23-9226  |

注1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された公文書の開示の日時に支障があるときは、あらかじめその旨を所管課に連絡してください。

3 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に武雄市教育委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定(上記3の異議申立てをした場合にあっては、当該異議申立てに対する決定)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、武雄市を被告として(訴訟において武雄市を代表する者は、武雄市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



武市教ス第4号  
平成26年5月7日

様

武雄市教育委員会委員長 諸石 洋之助



一部開示決定通知書の送付について

平成26年4月6日付けで請求がありました公文書の開示について、一部開示と決定いたしましたので決定通知書を送付します。

なお、郵送により写しを交付する場合の開示手数料は下記のとおりですので、郵送用封筒（切手を貼りあて先を記載したもの）とあわせ、現金または定額小為替にて納付していただきますようお願いいたします。領収書につきましては開示文書と一緒に送付します。

記

|   |        |               |                   |           |
|---|--------|---------------|-------------------|-----------|
| 1 | 決定通知書  | 別紙            |                   |           |
| 2 | 開示手数料  | 合計            | 180円              | (10円×18枚) |
| 3 | 郵送料    |               | 92円               |           |
| 4 | 問い合わせ先 | 武雄市教育部スマイル学習課 | (電話：0954-23-9226) |           |

以上